

平成23年度事業報告書

自；平成23年4月1日 至；平成24年3月31日

1. 意匠・裏印の保全事業

食器、ノベルティ、タイルの意匠と裏印の保全登録及び認定、事前確認等を通じて、デザインの保護や事前の権利調査による紛議の未然の防止などを図りました。

(1) 保全登録事業

本年度は意匠審査人会を8回開催し、その結果、新規に意匠保全登録したものは72件でした。また、新規に裏印登録したものは9件でした。これらを「陶磁器意匠弘報」を発行し(各600部、24年度から2,300部に)、登録公示するとともに、当センターホームページにも掲載しました。

表1. 意匠審査人会の開催と陶磁器意匠弘報の発行について

	開催日	審査件数	登録件数	陶磁器意匠弘報	発行日付
第1回	4月6日	10	10	第1277号	4月20日
第2回	5月10日	8	8	第1278号	5月20日
第3回	7月4日	11	7	第1279号	7月20日
第4回	9月6日	8	8	第1280号	9月20日
第5回	11月8日	8	6	第1281号	11月20日
第6回	12月20日	9	9	第1282号	1月20日
第7回	2月7日	10	10	第1283号	2月20日
第8回	2月28日	14	14	第1284号	3月20日
合計		78	72		

表2 平成23年度の登録申請及び登録の状況 (単位=点)

(種別の*欄は、新規では申請点数、更新欄では期間満了点数を表示。)

種別		平成23年度			平成22年度			前年比 %
		新規	更新	合計	新規	更新	合計	
食器	*	54	840	894	132	812	944	95
	登録	72	690	762	101	650	751	101
ノベルティ	*	0	26	26	0	27	27	100
	登録	0	21	21	0	26	26	81
タイル	*	7	188	195	9	216	225	87
	登録	9	163	172	5	184	189	91
裏印	*	61	1054	1115	141	1055	1196	93
	登録	81	874	955	106	860	966	99
合計								

平成23年度末有効登録点数 1,056点 (前年度末 同点数 1,152点)

(2) 認定及び事前確認等の事業

製品については当センターの他人の登録デザインの模倣にならないことを認定し、裏印については当センター裏印データベース等を検索し使用可否の判定を行いました。また、カタログについては、当センターが受付日付を記すことで公知資料として受け入れました。

平成23年度の認定及び事前確認等の状況は表3の通りです。

表3 平成23年度の認定及び事前確認等の状況(単位=点)

種 別	平成23年度	平成22年度
食器/ノベルティ	54(内、事前確認 19)	24(内、事前確認 4)
タ イ ル	0	1(内、同 1)
裏 印	167(内、同 142)	307(内、同 177)
カ タ ロ グ	10	3
合 計	231	335

(3) 意匠・裏印等の模倣問題や類否判定、問合せへの対応**(A) 意匠の模倣問題に関して**

保全登録意匠の模倣品について申し立てのあったとき、模倣品の製造・販売が中止されるよう、当センターは取り組んでいる。

平成23年度の模倣事案の主な取り扱いは下記の通りである。

事例 ;平成22年度下期からの継続していた模倣問題は、次のように当年度4月に販売中止の回答を得、5月に販売終了見通しを確認した。

平成23年1月、A社意匠保全登録品「ティーポット」(2サイズ)の模倣品が、家庭用品流通大手(本社、東京)の名古屋市内店舗で販売されていたため、2月抗議文を発送、抗議・回答の3度の往復を経て、4月下旬、「販売の中止、在庫品は販売」の回答を得、販売完了の見通しを確認する通信を行った。その後しばらくして、販売は行われていない模様との連絡を登録者から受けた。

事例 ;平成23年5月、A社意匠保全登録品「ティーポット」の模倣品が、名古屋市内の大規模商業施設内店舗にて販売されていることが分かり、現品を取り寄せ対照比較したところ、類似との結論を得たので、小売店事業者(石川県)B社に対しては登録者から、輸入事業者(静岡県)C社に対しては当センターから販売中止の申し入れを行ったところ、C社から、“国際的な展示会において購入したものであり、侵害警告は不本意である”として、輸入中止と次期カタログ不掲載の回答を8月に受けた。

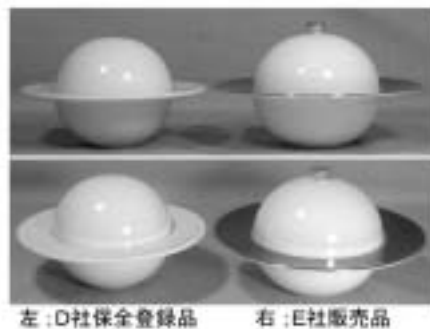


左: A社保全登録品 右: C社輸入販売品

事例 ;平成23年5月、D社意匠保全登録品(蓋付きボール)の模倣品が、リゾートホテルで使用されていることが判明し、現品を入手して類否判定を行ったところ、“当該製品にはつまみはあるものの、全く特徴のないつまみであり、登録品の、球形の本体を取り巻いて、外輪状に水平の帯を配するという、この商品のイメージを形成している特徴的なデザイン

においては同一であり、ユーザーは両品を混同する恐れがある”との結論に達したので、ホテルへの販売業者(絵付け加工)E社及び素地製造業者F社(共に岐阜県)に対して、販売中止の申し入れを同月行った。

本登録品は、岐阜県のデザイン振興事業として「オリベ創想塾」2005年の成果であり、当時の事業を受け継ぐ外郭団体の協力を得て、発表カタログを入手したところ、発表時の商品名を販売業者Eは使用するなど、類似と認識した上で取り扱いを行っており、その旨を含めて販売中止の申し入れを行った。E社から8月に販売の中止の連絡を受けた。



素地製造業者Fは、当初「意匠の特徴はつまみの有無」であるとしていたものの、10月に至り、代理人弁理士より「製造を中止する」旨の回答書を受けた。正面からの回答ではないが、実質的には模倣による侵害を認めためたために製造中止したと判断した。

(B) 模倣事案に対する抗議文書の提供について

当センターは、保全登録の意匠に対する模倣事案に、その保護に努めているが、未登録品にあっても抗議すべきと判断した場合には、相談を寄せた模倣被害の事業者に対して、事例は少ないものの、事業者名による抗議文の提供を行った。

平成23年度の主な事例は以下の通りである。

事例 ; 産地窯元より、10年余の好評のロングセラー品(飯碗)が廉価販売のショップに並び、当該商品が死んでしまうとの相談が10月にあった。取引先から、絵付けを省略した廉価版を作ったのかとの叱責も受けた。社内でも、絵落ちかと間違えたほどとのこと。両品を比較対照した上で抗議文を作成し当該窯元に提供したところ、模倣品の輸入納入業者からの詫び状を11月に受け取ったとの連絡が入った。

(C) 裏印に関して

事例 ; 11月、自身の役務の登録商標を根拠に、その文章を意匠として用いた商品の製造業者が商標権侵害の警告文(通知書)を受け取るケースが相次ぎ、その対応について相談を受けたため、顧問弁理士と協議した上で、“直接対応せず、所属組合に連絡を行う”ように、全国意匠・意匠審査会の場で対応策を提起した。

(4) 全国陶磁器意匠保護協議会との意匠登録制度一本化について

陶磁器業界の意匠に関する自主登録制度は、全国意匠と当センターがそれぞれの制度を運営しています。その制度一本化に向けての実行委員会が、22年度に引き続き23年度も行われ、意匠保全登録制度諸規定の統一に向けた検討を行い、また意匠審査会においても当センターの意匠審査人も参加して合同の審査会を開催し、当センターの審査について紹介しました。

この結果、23年度末を以て保全登録制度を意匠センターに統合することとなりました。

(* 付記 : 24年度開始とともに、全国意匠の登録32件を当センターに受け入れました。

また、産地登録済み製品の申請の受け付けを明確に致しました)

2. 登録意匠のデータベース化の検討について

当センターには創設以来の登録事業により登録した意匠(食器・ノベルティ・タイル)約18万件的登録証が分類整理され、先行意匠調査において活用しています。1957年以降の新規デザイン(輸出向け、国内向け)をトレースできる貴重な資料です。

近代の陶磁器産業史について、この陶磁器センターの各団体に残された資料を調査する動きがあります。当センターの登録意匠・認証意匠の資料は「何を作ってきたのか」「何をデザインしてきたのか」を詳細に物語る資料でありますので、“いかに保存・活用するのか”の観点から、「登録意匠のデータベース化」については更に検討を進めたいと考えます。

3. 「陶磁器意匠と生活文化に関するフォーラム事業」の検討について

本事業は、製品開発に取り組むデザイナーやメーカーを支援し、同時に陶磁器と文化との関わりを興味深く明らかにすることを通じて、陶磁器の愛好者を広げ、消費の拡大に繋げることを狙って、将来的に実施すべく検討しているところです。

1の4にての記述のように、全国陶磁器意匠保護協議会の登録制度が当センターに統合されたため、同協議会は総会・講演会の運営に重点をおくことになりました。

当センターも本事業の関連から、同協議会の講演会などに関して協力をしていきたいところです。

4. 資料収集整備事業

(A)陶業界の製品開発・研究に資するためと意匠模倣防止等の情報資料として、本年度は下記のように収集・整備しました。

新規購入雑誌：	stil & markt (ドイツ)	12冊
	Table & cadeau (フランス)	7冊

所蔵図書の図書リストを整理充実させ、閲覧の便を改善しました。

(B)保存資料を活用した調査等の主な対応状況

平成23年6月、昭和前期の瀬栄合資のものと思われる人形(海外で収集)について、コレクターから問合せ。当時の裏印ファイルや資料を付き合わせ回答。

平成23年9月、亡父の遺したカップ&ソーサーについて問合せ。カップの形状から昭和40年前後のものと判明し、意匠認証資料や戦後の裏印登録ファイルを付き合わせて回答。

平成23年10月~12月、インドで買い求めたという日本製人形数点(いわゆるインド人形)の窯元(窯印のあるもの2点)の特定について問合せ。インドへの陶製人形輸出は大正から昭和前期に瀬戸にて盛んなことが、所蔵図書の中から分かり、瀬戸蔵ミュージアムに問合せ。昭和15年の広告から窯印を特定出来、1点について回答。

平成24年1月、衛生陶器(洗面台)に記されたマークについて問合せ。昭和前期のものである旨記載。INAX ライブミュージアムに資料求め問合せしたところ回答あり、その資料に手持ち資料も加えて回答。

4. 協力及び協賛した事業

関係団体が実施した下記事業に協力・協賛しました。

(1) 全国陶磁器意匠保護協議会の事業に関して

同会総会に、理事長が来賓として参加しました。(平成23年6月24日)

同会の意匠審査会にオブザーバーとして参加しました。(3回)

同会傘下の陶産地組合・産地考案権審査の事前の問合せ3件に対して、調査し資料を提供しました。

(2) 特許庁事業への協力

同庁が進める「意匠公知資料の公開利用許諾」について、平成23年度は、平成22年中に当センターに登録された意匠に関して許諾問合せ(20社、111点)があり、各登録者の意向を確認した上、それに沿って回答を行いました。

(3) 協賛事業

業界団体及びデザイン関係団体等が行う展示会等の事業に対し、後援、協賛、表彰等下記に協力しました。

2011秋の美濃焼新作展示会(主催;岐陶工連、平成23年10月8日~11日)

5. 賛助会員の異動について

	期首	増	減	期末
団体会員	9	0	0	9
協賛会員	15	1	1	15
一般会員	6	0	1	5
合計	30	1	2	29

6. 会議の開催

(1) 理事会

第176回理事会 平成23年4月25日

1. 新公益法人制度への移行支援について
2. 登録意匠のデータベース化について

第177回理事会 平成23年6月15日

1. 平成23年度収支予算の変更に関する件
2. 平成22年度事業報告に関する件
3. 平成22年度収支決算に関する件
4. 評議員の一部改選に関する件

第178回理事会 平成23年9月13日

1. 最初の評議員の選任方法について
2. 最初の評議員選定委員会委員の選任について
3. 新「定款」について(協議事項)

第179回理事会 平成24年3月12日

1. 最初の評議員の選任方法に関する件
2. 最初の評議員選定委員会委員の選任に関する件

第180回理事会 平成24年3月12日

- 1.平成24年度事業計画に関する件
- 2.平成24年度収支予算に関する件
- 3.任期満了に伴う評議員の改選に関する件

第181回理事会 平成24年3月12日

- 1.任期満了に伴う理事長の互選に関する件
- 2.任期満了に伴う副理事長の互選に関する件
- 3.任期満了に伴う専務理事の互選に関する件
- 4.企画委員会・審査委員会・調停仲裁委員会に関する件
- 5.移行後の「定款」に関する件

(2)評議員会

第149回評議員会 平成23年6月15日

- 1.平成23年度収支予算の変更に関する件
- 2.平成22年度事業報告に関する件
- 3.平成22年度収支決算に関する件
- 4.理事の一部改選に関する件

第150回評議員会 平成23年9月13日

- 1.最初の評議員の選任方法について
- 2.最初の評議員選定委員会委員の選任について
- 3.新「定款」について(協議事項)

第151回評議員会 平成24年3月12日

- 1.最初の評議員の選任方法に関する件
- 2.最初の評議員選定委員会委員の選任に関する件

第152回評議員会 平成24年3月12日

- 1.平成24年度事業計画に関する件
- 2.平成24年度収支予算に関する件
- 3.任期満了に伴う理事及び監事の改選に関する件

第153回評議員会 平成24年3月12日

- 1.企画委員会・審査委員会・調停仲裁委員会に関する件
- 2.移行後の「定款」に関する件

(3)監査会

平成22年度事業・決算監査会 平成23年5月13日

(4)諮問委員会

移行後「定款」の検討会議 平成23年10月21日

以上